
普通預金規定（通帳レス口座特約）

1.（特約の適用範囲等）

- （1）この特約は、「トマト・通帳レス口座」（以下「通帳レス口座」といいます。）に適用される事項を定めます。
- （2）この特約は、「普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体して、取り扱われるものとします。

2.（通帳レス口座）

- （1）通帳レス口座は、通帳を発行しない個人のお客さま専用の普通預金口座をいいます。
- （2）通帳レス口座のご利用にあたっては、キャッシュカードの発行を必須とします。

3.（入出金明細の取扱）

通帳レス口座の入出金明細は、「トマト銀行アプリ」によりお客さまご自身が照会することとし、入出金明細の定期的な発行をしません。

4.（通帳レス口座の開設）

個人のお客さまは、普通預金口座の開設手続きに際し、有通帳口座または通帳レス口座のいずれかを選択できるものとします。

5.（通帳レス口座から有通帳口座への切替え）

- （1）当社所定の手続により通帳レス口座を有通帳口座へ切替えることができるものとします。この場合、当社が定める通帳発行手数料をご負担いただきます。
- （2）当社は、前記（1）の通帳発行手数料を通帳および払戻請求書なしで当社所定の方法により切替えした口座から引落しすることができるものとします。

6.（預金の預入、払戻し、解約）

- （1）通帳レス口座の預金の預入れまたは払戻しは、原則としてATMをご利用ください。
- （2）窓口にて預金の預入れ、払戻し、解約をする場合は、通帳の提出に代えて、キャッシュカード、届出の印章を提出してください。
なお、手続きにあたっては、本人確認書類の提示を求める場合があります。

7.（特約の変更）

- （1）この特約の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当事由があると認められる場合には、当社ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （2）前記（1）の変更は、前記（1）の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以 上